

被災者自立再建促進プログラム「4つの視点」に関する課題と対応等

*記載内容は、自立生活支援専門員及び自立生活支援員からの意見・提案を事務局で整理し、関係課より対応策の回答を受けたものです。

4つの視点項目	課 題	対 応 策	回答課	
1 住まい	○入居資格外			
	①防災集団移転地に入居資格外の希望者がいる。	各団地の空き戸対策として、今後、災害危険区域外の被災者受入を行う手続きを国交省と協議する予定です。国交省承認後の登録手続きとなるので、ご理解願います。（公募によるため、複数の場合は、抽選となります。） なお、希望する団地に空きがない場合は、入居不可となりますので、ご了承ください。【集団移転推進課】 復興公営住宅は、震災により住宅を滅失した世帯が入居できますが、防災集団移転地については、防災集団移転促進事業対象者のために造成しておりますので、対象でない方は入居できません。【復興住宅課】	集団移転推進課 復興住宅課	
	②大きい間取りの住戸が空いているのであれば、要介護2で介護ベットを利用している単身世帯に間取りの配慮ができないか。	間取りのルールについては、見直しの検討を進めております。 なお、要介護2で介護ベットを利用している単身世帯については、介護サービスの支援体制等、関係課・機関と連携ながら支援していくことがより重要と思われます。	復興住宅課	
	○移転補助金			
	①一部損壊でも住宅滅失とみなされ復興公営住宅に入居できるようになった世帯が、引越補助金を利用できない。	復興公営住宅等移転補助金については、復興公営住宅入居者のみを対象とした制度ではないことから、り災判定が一部損壊で仮設住宅より転居しているケースは複数存在しているので支給対象とすることは難しいと考えております。	生活再建支援課	
	②生活困窮世帯は引越費用が用意できない。引越補助金の前払措置等できないか。	生活再建支援金の使途の状況から、引越し費用を前払いすることによって、他の用途に使用するなどして引越しが完了しない事例が発生すると推測されます。引越し後、直ちに補助申請をして受領した補助金をもって業者に支払って頂くようお願いいたします。		
	○住まいの整備			
	①単身入居戸数が希望者の数に対し不足と感じる	復興公営住宅の事前登録世帯数と不足戸数をマッチングし、必要な型別の整備を進めています。	復興住宅課 住宅管理課	
	②ペット可の住宅が少なく再建先を決められない世帯がいる。	ペットとの共生を希望する事前登録世帯数を踏まえ、必要な戸数の整備を進めています。	復興住宅課 住宅管理課	
	③「復興住宅の一般住宅化」を待っている世帯がいる。（子どもの学区の関係や、市営・県営住宅は給湯器、浴槽の入居者整備が負担と考えているため等）	復興公営住宅（災害公営住宅）は住宅を失った被災者が公営住宅への入居という形で住宅を再建するために整備されたものです。そのため、全ての被災者が住宅を再建された上で、退去等により復興住宅に空家が発生した場合に一般募集することになります。 なお、市営住宅には浴槽や給湯器は設置済みです。【住宅管理課】	復興住宅課 住宅管理課	
	④民間賃貸住宅を再建先としている世帯（特にみなし仮設住宅入居者に多い）のうち、実際には家賃を払えず再建できない世帯がでるおそれがある。このため再建意向の届出や住宅の申込などで現在把握している戸数よりも公営住宅が必要となる可能性がある。	民間賃貸住宅を再建先と考えている世帯の中には低所得者も多いため、再建後の家賃負担が可能かどうかを見据え復興公営住宅、市営・県営住宅への入居の必要性について訪問や電話で聞き取りを行っています。また、市営・県営住宅を希望しながら、申し込まない世帯についても聞き取りを行っています。	生活再建支援課	
○その他				
①復興住宅の入居予定時期と仮設集約時期のタイミングが合わず、短期間の間に引越が続く世帯の負担が大きい。	復興住宅等の再建時期との関係については、可能な限り仮設住宅から再建先へ移転していただけるよう対応していますが、集約時期（完全退去時期）から再建時期までの期間が1ヶ月以上ある場合は、仮設間移転をお願いせざるを得ない状況にあります。	生活再建支援課		

被災者自立再建促進プログラム「4つの視点」に関する課題と対応等

*記載内容は、自立生活支援専門員及び自立生活支援員からの意見・提案を事務局で整理し、関係課より対応策の回答を受けたものです。

4つの視点項目	課 題	対 応 策	回答課
2 健康・福祉	○見守り		
	①特定延長届出の提出支援で、あらたに支援に繋がったケースがあった。支援の漏れを防ぐ為、仮設住宅の全戸訪問を実施してはどうか。	今後、特定延長に該当しない世帯（主にプレハブ仮設住宅）に対し、「住まい再建に関する届出書」に記載された再建方法で供与期限内の再建が可能となるよう、現状把握や再建を妨げる問題の解決を訪問等で確認することとなります。みなし仮設についても、県の被災者転居支援センターが中心となって支援することとなっています。様々な問題がある場合についても、被災者に寄り添い仮設住宅からの円滑な移転を支援していきます。	生活再建支援課
	②再建先が決まっていないみなし仮設への支援体制を明確にし、実施する必要がある。みなし仮設世帯の再建先の希望状況等について、現状の把握と問題の分析を行って欲しい。		
	③みなし仮設住宅の高齢者世帯へのフォローがもっと必要。		
④住民が減った仮設住宅や、馴染むことに時間が掛かる集約後の仮設住宅での定期的な訪問、見守りを求める声がある。	仮設住宅の懸念世帯等への定期的な声掛けは引続きすることとし、仮設集約で移転した場合も、地域生活支援員がエリア間での引き継ぎで情報共有し、スムーズに見守り支援できるよう努めます。		
3 暮らし向き (家計)	○生活困窮世帯について		
	①生活困窮者には、次の包括的な支援が必要。 「経済的な支援」、「基本的な生活の支援」、「メンタル面の支援」、「支援スキームの確立」	現在も、専門的な支援活動を行っている各組織間の積極的な連携により、包括的な支援が行われています。なお、「生活困窮」は結果であり、生活困窮状態に陥ることのないよう、その原因を解消するような視点が必要であると考えております。	保護課
	○その他		
①100円バスのように安く利用できる交通手段の検討が必要。(路線バスの運行本数が少なく、タクシーを使わなければいけない。)	現在、被災者対応として仮設住宅循環線を含め、住民バス等の運賃は区間を問わず100円で運行しています。仮設住宅循環線は仮設住宅退去者の増加に伴い、利用者は減少しており、仮設住宅解消後は廃止予定の路線です。現在は、仮設住宅の箇所数に応じて国庫補助を受けている状況から、低廉な運賃での運行が可能ですが、仮設住宅解消後は財源としての国庫補助が無くなるため、今後、復興住宅や防災集団移転団地への乗り入れ等は、既存のバス路線変更を順次実施しながら対応し、運賃についての見直しも検討していく予定であり、全区間100円でのバス運行は予定されていません。	地域振興課	
4 コミュニティ	○仮設間移転		
	①仮設住宅集約後の仮設住宅でのコミュニティが心配である。 (騒音トラブル、コミュニティ維持のための施策をどのように考えているのか。)	集約拠点団地については、自治会等が組織されている団地を選定しておりましたが、その後解散した団地もあります。仮設間移転後の再建までは短期間であり、コミュニティ形成としては難しい面もありますが、懸念世帯等については、地域生活支援員等によるエリア間の情報交換等により、コミュニティ面での配慮や、見守り等による孤立防止に努めることとしております。	生活再建支援課
	○みなし仮設入居者		
	①みなし仮設住宅で、市報が届いていない世帯がある。近隣コミュニティとの関係が希薄な世帯が多い。	市報については、市内で転居届を提出している場合は行政委員等を通じて届けており、また、転居届をしていなくとも行政委員や地域協働課に申し出があれば届くよう調整しています。	地域協働課
②新居住地でのコミュニティが心配である。	自治会は任意団体で、立ち上げなどは住民相互の話し合いで進めています。しかしながら、新蛇田地区等の市街地については市内各地から移転してきていることから、住民のつながりが薄く、住民同士の調整が難しいことから、自治会の立ち上げについては行政が後方支援を行っています。 また、自治会等で行うコミュニティ行事に対して、補助金を交付しています。【地域協働課】 ・市地域福祉計画の「ともに支えあう地域づくり」を基本目標に、次の取り組みを行っております。 ○地域サロン活動支援事業（「お茶のみの会」などの活動助成金支給） ○個人や世帯の抱える生活課題を公的な支援につないだり、新たな地域コミュニティ形成の側面支援などを行う地域福祉コーディネーターを、市内12エリアに配置しています。【福祉総務課】	地域協働課 福祉総務課	